

赤穂市訓令甲第3号

赤穂市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が庁舎等に設置する通話録音装置及び通話録音データの管理運用について必要な事項を定め、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止及び職員への不正な圧力の排除を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 市の事務又は事業の用に供する建物及びこれに付属する建物をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話開始と同時又は通話中に、自動若しくは手動で通話内容を録音記録する装置をいう。
- (3) 通話録音データ 通話録音装置により録音され、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録された媒体をいう。以下同じ。）に保存された音声のデータをいう。
- (4) 複製データ 通話録音データを電磁的記録媒体（通話録音装置に内蔵されているものを除く。）に複製したデータをいう。

(管理責任者等)

第3条 市長は、通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、当該装置を設置する電話機が配置されている所管課の長又はこれに相当する職にある者を通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 市長は、通話録音装置を設置したときは、市のホームページ等により公表するものとする。

(通話録音装置の使用)

第5条 職員は、通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に対し録音する旨を告知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当する、又は刑事事件に発展する、その他トラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるときのほか、告知しないことについてやむを得ない事由があるとき。

(通話録音データの管理等)

第6条 通話録音データの保存期間は、通話録音データが記録された日から1か月間とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、記録されたときの状態で保存し、加工してはならない。
- 3 第1項の保存期間を経過した通話録音データは、速やかに上書き等の方法により消去しなければならない。

(通話録音データ等の提供)

第7条 通話録音データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、複製し、又は外部に提供してはならない。

- (1) 通話録音データに記録された通話を行った本人に提供する場合
 - (2) 法令等に基づく手続きにより照会等を受けた場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の安全を保護するため緊急を要する場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合
- 2 前項各号のいずれかに該当し、通話録音データ又は複製データ（以下「通話録音データ等」という。）の提供を希望する者（以下「申請者」という。）は、赤穂市通話録音データ等提供申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、赤穂市通話録音データ等提供決定通知書（様式第2号）又は赤穂市通話録音データ等不提供決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定による通話録音データ等の提供に当たっては、必要かつ適切な範囲に限ることとし、当該提供を受ける者に対し、次に掲げる事項について遵守を求めるものとする。
 - (1) 通話録音データ等を適正に管理すること。
 - (2) 提供を受けた目的以外の目的での利用及び第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 提供を求めた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに当該通話録音データ等を返却又は消去若しくは破砕すること。
 - 5 管理責任者は、第1項の規定により通話録音データ等を提供したときは、提供年月日、提供先、提供理由、提供した通話録音データ等の記録日時及び内容等必要事項を赤穂市通話録音データ等提供記録簿（様式第4号）に記録するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 通話録音データ等に含まれる個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるものとする。

(令5訓令甲1・一部改正)

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応するものとし、その内容を速やかに市長に報告するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年1月25日訓令甲第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

赤穂市通話録音データ等提供申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話
E-mail

赤穂市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱第7条第2項の規定により、通話録音データ等の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請理由

2 通話録音データを特定するための条件

通 話 日 時 (範 囲)	年 月 日 午前・午後 時 分頃～ 午前・午後 時 分頃
検 索 対 象	発信・着信（○を付けてください。）
使用電話番号	— —
通 話 先 の 担 当 課 等	
通 話 の 内 容	

- 3 申請者等確認 1 運転免許証 2 旅券 3 マイナンバーカード
4 その他2つ（保険証・通帳・手帳・その他 ）
※確認者（ 部 課 氏名 ）

4 同意事項

- (1) 提供を受けた通話録音データ等について、知り得た情報をみだりに他に漏らしません。
- (2) 提供を受けた通話録音データ等を不正に加工又は複製しません。
- (3) 上記のほか、赤穂市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の規定を遵守します。

5 注意事項

- (1) 公衆電話からの通話や番号非通知の場合は、データが特定できない場合があります。
- (2) 回線の混雑や機器の状況等により録音できていない場合があります。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



赤穂市通話録音データ等提供決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通話録音データ等の提供について、次の条件を付して申請どおり提供することに決定しましたので、通知します。

(提供の条件)

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



赤穂市通話録音データ等不提供決定通知書

年 月 日付けで申請のあった通話録音データ等の提供について、次の理由により提供しないことに決定しましたので、通知します。

（不提供の理由）

